

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年10月9日
近畿地方整備局長
布村 明彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、「建設機械等による災害対処・復旧支援に関する懇談会（平成19年2月）」において提言（以下、提言という）された災害時における建設機械、専門工事業者の迅速な展開の方策について検討を行うものである。近年各地で地震・水害等の想定を超える大規模災害が頻発している中で、発生した場合の初期対応や復旧活動に関し現在、以下のような諸課題が顕在化している。

災害発生時に必要な建設機械のリアルタイムな所在の把握が困難
他の工事で使用されている建設機械等の災害地への派遣ルールが未整備
建設機械の運転・維持に必要な要員が確保できない地域が存在
需要が重畳したときの国・自治体・諸団体間での調整ルールが未整備
災害に必要とされる機械が未開発
建設機械の運搬ルールが未整備なため、現地到着に時間を要する。

本業務は、上記課題を踏まえ大災害発生時に対応した建設機械の迅速な運用のあり方について検討を行うものである。

業務の実施にあたっては、建設機械施工に対する現状技術、必要な機械の機能・性能のデータの蓄積があり、これに熟知して特定の機種・機能に偏ることなく幅広い検討を行えること、また建設機械の利用・流通の実態及び国土交通省の保有する災害対策用機械に熟知していることが必要となることから、(社)日本建設機械化協会（以下、「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1)業務名 災害時における建設機械等の活用方策検討業務

(2)業務内容

建設機械をリアルタイムで管理する方策の検討

災害現場への建設機械の派遣に当たっての課題整理・確保ルール（案）の検討

建設機械の運営に必要な要員の検証、専門業者・メーカーからの必要とされる応援態勢の構築についての検討

需要が輻輳した場合の国、自治体間等での優先度決定ルール（案）の検討
必要機械のニーズ整理、仕様の取りまとめ、メーカーに対しての開発可能性のヒアリング

災害発生時の運搬ルートの検討

その他

- ・履行期間中に災害が発生した場合の本業務に関連する現地調査の実施
- ・検討結果に基づいて、近畿地整、自治体間、業界団体で連絡調整を図る「建設機械等活用調整会議」設立にあたり、近畿地整・自治体間で、意見調整を図る準備会の事務局業務

(3)履行期限 平成20年3月10日

3. 業務目的

本業務は、災害時における建設機械等の活用方策に関する業務を行うことを目的とする。

4. 応募要件

(1)参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1) 基本的要件

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

災害時に使用する多種多様な建設機械の性能・運用・保有状況に熟知していること。
現状の災害対策における機械等の利用の実態及び国土交通省の災害対策用機械に保有状況を把握していること。

建設機械の性能、施工の際の運用、開発技術の動向について高度な専門知識を有し、新技術を含む多様な工法に必要な建設機械について熟知していること

3) 業務執行体制に関する要件

業務執行に際し、幅広い視点かつ専門的な見地から指導・助言を得るために、専門家及び学識経験者と連絡体制が取れること。

本業務を執行する為に必要な（2）で規定する「資格要件」「業務実績」を有する技術者が適正に配置可能なこと

災害が発生した場合、本業務に関連した現地調査等の緊急的な業務に対し、迅速かつ確実に応援態勢がとれること。

4) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

・同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国が発注した災害復旧（1）時の建設機械の確保・派遣（機材・人材・資材）体制に関する検討業務（2）

類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した各都道府県が発注した災害復旧（1）時の確保・派遣（機材・人材・資材）体制に関する検討業務（2）

1 災害復旧は国、又は地方公共団体の維持管理に属する次に掲げる施設のうち公共土木施設に関する災害の災害復旧事業を言う。

・河川 ・海岸 ・砂防設備 ・林地荒廃防止施設 ・地すべり防止施設

・急傾斜地崩壊防止施設 ・道路 ・港湾 ・漁港 ・下水道 ・公園

2 業務対象は複数市町村を対象地域とした業務を対象とする。

(2)配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

配置予定管理技術者

・資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 技術士(総合技術監理部門:建設部門に関する科目に限る)を有する者。

イ) 技術士(建設部門)を有する者。ただし、平成13年度以降の合格者の場合には7年以上の実績を有する者。

ウ) R C C M

エ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で技術士(建設部門)の資格、又は1級土木施工管理技士の資格を取得している者。

オ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が通算20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者。

カ) 国土交通大臣認定者(建設コンサルタント登録規程により技術管理者として認定された者。なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)についても、建設コンサルタント登録規程により技術管理者として認定を受けている必要がある。)

・同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国が発注した災害復旧(1)時の建設機械の確保・派遣(機材・人材・資材)体制に関する検討業務(2)

類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した各都道府県が発注した災害復旧(1)時の確保・派遣(機材・人材・資材)体制に関する検討業務(2)

1 災害復旧は国、又は地方公共団体の維持管理に属する次に掲げる施設のうち公共土木施設に関する災害の災害復旧事業を言う。

・河川 ・海岸 ・砂防設備 ・林地荒廃防止施設 ・地すべり防止施設
・急傾斜地崩壊防止施設 ・道路 ・港湾 ・漁港 ・下水道 ・公園

2 業務対象は複数市町村を対象地域とした業務を対象とする。

5. 手続等

(1)担当部局

〒540-8586

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館7階

国土交通省近畿地方整備局 企画部施工企画課計画係

TEL: 06-6942-1141(代) (内線3466)

FAX: 06-6942-1812

(2)説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

平成19年10月9日から平成19年10月19日まで

(土、日曜日および祭日は除く。交付時間は9時15分から16時30分まで)

交付場所

(1)に同じ。

交付方法

手渡しとする。

(3)参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限

平成19年10月19日16時30分

提出場所

(1)に同じ。

提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2)関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3)当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：

平成19年11月5日 16:30

(4)近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5)詳細は説明書による。